

非常用自家発電設備整備について

【前提】

補助対象とするのは、次のアからウを全て満たすものであること

ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

これを踏まえ、

○平時を含めた使用が想定される設備は対象外です。

特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、平時における使用が想定されるだけでなく、

①天候等により非常時において安定的に使用できないことが想定されること

②他の福祉施設（子ども・障害）とこの整理で横並びを取っていることから対象外です。

○蓄電池のみの設置は補助対象としては想定外であるが、非常用自家発電設備+蓄電池ならば補助対象となりうる。

介護施設等の換気設備の設置事業について

【前提】

感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するもの

これを踏まえ、

○現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外です。

改正建築基準法（2003年7月1日施行）では、全ての居室への換気設備の設置が義務づけられており、

また、建築基準法第28条から、窓（またはその他の開口部）が無い居室は通常想定されないため、大部分の施設は、上記の前提条件に該当せず、補助の対象外となります。

本事業により補助が想定される場合は、例えば、

- ・窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち、全く風が抜けない
- ・火山灰が降る等、周辺の環境により、常時窓を開けることが困難である場合等となります。

○エアコンは一般的に換気機能を有していないため、補助対象外です。

換気機能を有するものであっても、形状や機能において、エアコンに相当するものは補助対象外とします。

【補助対象面積の考え方】

○前年度の基金の取り扱いと同様、補助対象は「居室」に限ります。

○補助上限（4,000 円/㎡）でいう面積は施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。

上記の通り、換気設備の設置事業は、現に通常の換気が困難であるなど、やむを得ないものについて補助することを想定しています。

前提を満たすとともに、真にやむを得ない施設かどうか、単純なエアコンの導入ではないか等も含め、適切に協議内容を確認いただくようお願いいたします。

補足説明

非常用自家発電設備整備事業について、

・専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。